㈢　最大支間長が45m以上であること。
㈣　下記の工法以外での工法であること。
・トラッククレーン工法（クローラクレーンによる施工を含む。）
・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーンによる施工を含む。）
㈤　供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）を規制（車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め）して鋼橋の据え付け架設工事を行った実績を有すること。
㈥　床版支間４m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
ただし、上記㈠～㈤は同一工事とし、㈥は別工事でもよい。なお、㈥を別工事とする場合は㈠を満たすこと。
ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとする。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㈠、㈡の施工実績を有すること。
ただし、㈠、㈡は同一工事であること。
特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㈠、㈡の施工実績を有すること。
ただし、㈠、㈡は同一工事であること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑤　工事全般の施工計画が適正であること。
⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　①工事、②工事共に当該工事の現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。現地での施工期間は平成30年１月５日から平成31年３月29日を予定する。
また、本公告において申請できる技術者は、１名とする。（上記１⑵に示した一括審査対象工事２件で１名。）
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成13年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴④㈠～㈥に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））
ただし、上記㈠～㈤は同一工事とし、㈥は別工事でもよい。なお、㈥を別工事とする場合は㈠を満たすこと。
ただし、申請できる同種工事の施工経験は２件までとする。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑶　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㈠、㈡のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㈢の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㈠　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「現場施工時における効率的な作業計画に係わる施工上の工夫」（２件の工事において共通）
㈡　工事全般の施工計画（２件の工事において共通）
㈢　施工体制（施工体制評価点）
③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
④　②㈠、㈡、㈢の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㈠の技術提案［ＶＥ提案］及び②㈡の工事全般の施工計画並びに②㈢の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㈠の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、②㈡㈢の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
⑤　②㈠の「現場施工時における効率的な作業計画に係わる施工上の工夫」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㈡の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　⑵②㈠、㈡の評価基準の詳細は入札説明書による。
⑷　⑵②㈠「現場施工時における効率的な作業計画に係わる施工上の工夫」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
⑸　⑵②㈡で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。